

「1者応札・1者応募」に係る改善方策について

平成 21 年 6 月 1 日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

当研究所では、随意契約見直し計画に沿って、競争性の高い契約方式に速やかに移行することとしている。また、移行に当たっては、原則として一般競争入札に移行し、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約とすることとしている。

しかしながら、一般競争入札や企画競争に移行したものの1者応札・1者応募となっている事例が散見され、競争性が十分に確保されていない現状となっている。

このため、当研究所としては、下記のとおり改善方策を定めて取り組むこととする。

記

1 公示に関する事項

- ・ 公示は、公示情報から事業規模等が容易に推測できるよう可能な限り詳細に記載する。
- ・ 公示は、全てホームページに掲載することとする。さらに、参入が予想される業者に広く PR を行うなど周知に努める。
- ・ 公示は、原則 10 日間以上を確保しているが、準備期間をさらに確保できるようにするため、土・日曜日及国民の祝日を除き 10 日以上を確保するなど公告期間をできる限り長く設定するように努める。

2 資格要件に関する事項

- ・ 資格要件は、官公庁の業務実績を設定する等、不当に競争参加者を制限する要件を設定しない。

3 仕様等に関する事項

- ・ 仕様書は、業務内容を具体的かつ分かりやすく書き、特定の者が有利となる仕様にししない。また、入札説明会等は可能な限り実施する。
- ・ 発注単位は、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位となるよう配慮する。

4 参加者への配慮に関する事項

- ・ 契約相手方の金銭的負担となる契約は、契約期間や契約金額を勘案し部分払を活用するなど配慮する。
- ・ 契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設けるなど履行しやすくなるよう配慮する。
- ・ 複写機の賃貸借や情報システムなどの運用・保守契約は、長期的な収支予測が可能となるよう、複数年契約を検討する。